

# 国立大学法人東京海洋大学の中期計画の変更について

国立大学法人東京海洋大学の中期計画の一部を変更し、令和6年3月25日付けで認可されましたので、公表します。

令和6年3月26日

国立大学法人東京海洋大学  
学長 井関俊夫

<変更の概要>

汽船及びボートを譲渡するため、中期計画の一部を変更しました。

## 国立大学法人東京海洋大学の中期計画新旧対照表

変更前	変更後	変更理由
<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カッター13号艇（東京都 約1.5トン）を譲渡する。</li> </ul>	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カッター13号艇（東京都 約1.5トン）を譲渡する。</li> <li>・ <u>汽船1隻（東京都 ひよどり 19トン）を譲渡する。</u></li> <li>・ <u>ボート 舵手付きフォア1艇（東京都 意気衝天（長さ12.75m））を譲渡する。</u></li> </ul>	<p>当該汽船及びボートは、ともに建造・製造から30年以上が経過しており、汽船においては装備の老朽化により実習及び調査航海等に十分に対応できない状態にある。また、ボートにおいては老朽化により競技練習艇として安全性、機能性等が失われている状態にある。</p> <p>現在建造中のひよどり新船（令和6年3月竣工予定）では、機能が最新化され、これまでのひよどりが行ってきた実習や調査等も継承されることから、譲渡による業務運営上の支障は生じない。また、現在、別のボート（舵手付きフォア用の練習艇）を所有しており、譲渡による課外活動上の支障は無いことから、譲渡が適切と判断した。</p>